



～建設業、運送業で、残業不払い・解雇トラブル急増！～ 就業規則の整備急務

「テレビのCMでおなじみの法律事務所から、突然残業不払いを理由に、就業規則、賃金台帳、出勤簿のコピーを要求する文書が届いた」、「残業代含めて、賃金を1日1万8千円としたのに、残業代不払いとして一人につき500万円以上の残業代を請求された」などの**残業代不払いトラブル**や、「来なくなってしまった従業員がユニオンに加入したとして団体交渉の申し入れがあった」、「あまりにも事故が多いので解雇したところ不当解雇としてユニオンから訴えられた」等の**解雇トラブル**が急増しています。いずれの問題も、こじれる原因のほとんどが就業規則に基づかずに、残業代を計算したり、解雇したりすることにあります。残念ながら、自社の就業規則をあまりよく読んでいない経営者が多く、また、特に**中小零細の建設業・運送業では就業規則が未整備**の会社も多いようです。別な言い方をすれば「スキだらけ」ということになります。せつかく就業規則を作成していても、残業トラブル対応になっていなかったり、解雇についての規定が抽象的で分かりにくくなっているものでは意味がありません。**労使トラブルが起きた時の解決の基準は、まず就業規則**です。就業規則の整備が急務です！ぜひ気軽にご相談ください。近く就業規則作成・見直しのポイントをテーマに講習会を企画しています！

認定マークの活用を！

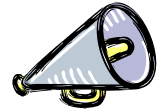
厚生労働省は、労働関係法令違反として各都道府県労働局が公表した企業名を集約してホームページで公開しています。それとは逆に、インセンティブとして「くるみんマーク認定」や「ユースエール認定」などといった認定制度を使って、企業の色分けを進めています。取得した認定マークは、自社のWEBサイトや名刺などで利用することができ、客先はもちろん、学生等の求職者に、自社の強みを大きくアピールすることが可能です！

くるみん		次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業に対し、認定するものです。 ※「子育てサポート企業」であることをアピールできるだけでなく、税制優遇措置（建物等の割増償却）の対象となります。
プラチナくるみん		くるみん認定を既に受けており、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業に対し、認定するものです。 ※くるみんよりさらに上の税制優遇措置を受けることが可能になります。
えるぼし		女性活躍推進法に基づき、行動計画の策定・提出をした企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業に対し、認定するものです。 ※認定は基準を満たす項目数に応じて3段階あり、女性活躍推進のアピールになるだけでなく「公共調達における加点評価」「日本政策金融公庫による低利融資」の対象にもなります。
ユースエール		若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業に対し、認定するものです。 ※ハローワーク等で積極的な案内ができるほか、「一部の助成金の加算要件」「公共調達における加点評価」「日本政策金融公庫による低利融資」の対象にもなります。

厚生年金保険料率 10月納付分が引き上げられます！

9月分(10月納付分)から、厚生年金保険の保険料率が以下のように改定されます。平成17年9月以降、毎年9月に引き上げられた厚生年金保険料率ですが、平成29年9月からは下記の料率に固定されます。

厚生年金保険料率・・・18.182%⇒⇒⇒ **18.300%**



新しい保険料率での徴収は、**10月に支給する給与から適用**となりますが、**9月に支給する賞与がある場合は、新しい料率で控除**してください。

尚、当方へ算定基礎届作成のご依頼をいただいた会社様につきましては、**被保険者の新しい保険料の一覧表を9月中旬に発送**いたします。

平成29年最低賃金額改定の目安が公表されました！

地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会が審議し、**金額改定のための引き上げ額の目安**が提示されます。平成29年の地域別最低賃金の目安についても、7月27日に公表されました。

地域別最低賃金の目安額どおりに改定される場合の最低賃金
(まだ決定ではありません！)

千葉	842円→868円	(26円up)
東京	932円→958円	(26円up)
埼玉	845円→871円	(26円up)
茨城	771円→796円	(25円up)
神奈川	930円→956円	(26円up)
高知	715円→737円	(22円up)

今後は、各地方最低賃金審議会で、その目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議を行っていきませんが、この目安額どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年以降で最高額となる引上げとなります。

【平成29年度】 産業廃棄物収集運搬業許可講習会

産業廃棄物の処理に関する関心が高まっております。**業として産業廃棄物を運搬するためには、「産業廃棄物収集・運搬業許可」が必要**となります。この許可の申請をするためには、取締役の方が『**産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会**』を受講し、修了証を取得する必要があります。なお、定員になり次第の締め切りとなりますのでご注意ください。講習会の申し込み代行は当事務所で行います。

I. 会場

1. 千葉県： 千葉県自治会館 千葉市中央区4-17-8

①平成29年11月28日(火)～11月29日(水)

②平成30年3月13日(火)～3月14日(水)

2. 東京都： ベルサール西新宿 新宿区西新宿4-15-3

①平成29年10月19日(木)～10月20日(金) ②平成29年11月16日(木)～11月17日(金)

③平成30年1月11日(木)～1月12日(金) ④平成30年3月1日(木)～3月2日(金)



II. 申込費用： 41,200円(申請実費、申請手数料〔税込み〕)

III. 必要書類： 顔写真1枚(縦 4センチ×横 3センチ)